

指定納付受託者についての告示

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、地方自治法231条の2の3第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年（2026年）3月31日

札幌市交通事業管理者
交通局長 芝井 静男

記

1 指定納付受託者の指定について

| | 指定納付受託者 | 所在地 | 指定日 | 納付させる歳入 |
|---|-----------------|---------------------------|----------|---|
| 1 | 三菱UFJニコス株式会社 | 東京都文京区本郷3丁目33番5号 | 令和8年4月1日 | 札幌市交通局の定期券発売窓口においてクレジットカード決済端末を利用して納付する定期料金 |
| 2 | 株式会社ジェーシービー | 東京都港区南青山5丁目1番22号 | 令和8年4月1日 | ・札幌市交通局の定期券発売窓口においてクレジットカード決済端末を利用して納付する定期料金 ・札幌市交通局の地下鉄駅においてクレジットカード決済端末を利用して納付する乗車料金 |
| 3 | 株式会社ニッセンレンエスコート | 札幌市中央区南2条西2丁目13番地 | 令和8年4月1日 | 札幌市交通局の地下鉄二十四軒駐車場においてクレジットカード決済端末を利用して納付する駐車場料金 |
| 4 | 三井住友カード株式会社 | 東京都江東区豊洲二丁目2番31号 SMBC豊洲ビル | 令和8年4月1日 | 札幌市交通局の地下鉄駅においてクレジットカード決済端末を利用して納付する乗車料金 |